

フォークダンス綱領 [昭和41年2月27日制定]

レクリエーションとしてのフォークダンス（含日本民踊）は皆で楽しく踊れることが特色である。

これをより健全な形において発展させるには愛好者自身の自覚とりっぱな社会人としての態度で生活を導く基とし、踊る環境の清らかなことが必要である。

ここにフォークダンスがあまねく普及し、すべての人のものとして進展することを希いフォークダンス綱領を定めた。

- ① フォークダンス愛好者は、フォークダンスは皆で楽しむものだということを念頭において行動すること。
- ② フォークダンス愛好者は、つねに明朗で相手を尊重しつつ自分も楽しむこと。
- ③ フォークダンス愛好者は、フォークダンスを行うことによって、物質的な利益を得ようという考えをもたないこと。
- ④ フォークダンス愛好者は、自分達が楽しむために使用する公共施設を大切にすること。
- ⑤ フォークダンス愛好者は、所属する団体の規則を遵守して、他から批判を受けないよう行動すること。

日本フォークダンス連盟の活動方針

- 1 日本フォークダンス連盟は、文部科学省関係の社団法人として設立されている趣旨に立脚し、広く国民の参加を求め、アピールする行事を優先的に行い、フォークダンス等の普及活動を協力を推進する。
- 2 フォークダンス等の実践を通じて明るい社会を創るために貢献することを目的とし、社会教育の一環として、国民に認められる指導者を養成する。
- 3 日本フォークダンス連盟創立25周年を契機に、フォークダンス等の将来あるべき姿を見直しながら、その基盤となる行事を積極的に行い、その活性化を図る。
- 4 会員の力を結集し、正しい踊り方の研究のため、資料を収集し、十分な検討を加える活動を行う。
- 5 前各号の目的達成のほか、会員相互のコミュニケーションのあり方を研究するため、海外、国内の交流を深め討議を重ねる。